

第35回規制改革会議終了後記者会見録

1. 日時：平成26年6月13日（金）9:59～11:02

2. 場所：合同庁舎4号館6階620会議室

○司会 それでは、大変お待たせいたしました。

ただいまから、先ほど行われました規制改革会議の会見を行います。

本日は、議長の岡議長、議長代理の大田議長代理、5つのワーキング・グループのそれぞれの座長、ホットラインチームの座長の佐久間委員に御同席いただきました。

始めに御説明を行いました上で、質疑応答はその後まとめて行いたいと思います。

それでは、議長、よろしく願いいたします。

○岡議長 皆さん、おはようございます。

それでは、第35回規制改革会議についての御報告をいたします。

本日は、最初の議題といたしまして、今日取りまとめた規制改革会議の答申そのものについて意見交換を行い、取りまとめできたということでございます。皆さんのお手元にあると思いますが、私どもの第2次答申の項目数は235項目になっております。

2つ目の議題といたしましては、創業・IT等ワーキング・グループより、タクシー規制についての検討を踏まえて、会議としての意見を表明したいという申し出がありました。ワーキング・グループとしては、既に9日に意見を表明していたわけですが、審議の結果、御提案のあった内容で当会議の意見として取りまとめいたしました。

3つ目の議題は、規制改革実施計画のフォローアップ結果についてでございます。これは、1年前の第1次答申に基づいて、昨年6月に規制改革実施計画が閣議決定されたわけですが、その全ての項目について、私どもはこの1年フォローアップしてきたということでもあります。また、その中の12項目については特に重点的にフォローアップしてきたのですが、それらのフォローアップ結果について、事務局から説明を受けたということでございます。

以上の3つの議題を終えた後に、私どもから総理に対して答申をさせていただいたということでございます。

この1年間の会議を通じて、私から申し上げたいことは、まず、今日ここにおられる大田議長代理、そして各ワーキング・グループとホットラインの座長をやっていたの方を始めとして、各委員及び専門委員の皆さんの大変な御尽力と、事務局の皆さんの大変な御苦労があって、また、担当の稲田大臣の御支援、さらには安倍総理の大変強いリーダーシップ、そのようなものが全て結合して、本日の235項目の答申ができ上がったと私は受け止めております。

特にその中でも、長年解決できなかった、あるいは長年答えが出せなかった幾つかのテーマも今回の答申の中には入っております。具体的にいいますと、農業改革、いわゆる混合診療の拡大、保険外併用療養費制度の下での新しい制度が1つできるということ。また、雇用についても長年の課題であったわけでありましたが、1年間を通じて、労働者派遣制度、あるいは限定正社員等々のテーマを片づけた後に、最後に労働時間規制の問題にも取り組みました。これについては、後ほど座長からもあるかもしれませんが、我々としては思ったところまで到達しなかったという思いがあります。いずれにせよ、このような大変難しい課題に今期は取り組んだということをごまかし申し上げたいと思います。

2点目は、今日の議題3とも絡むのですが、いわゆるフォローアップでございます。従前から、規制改革は長年にわたって行われてきました。都度、答申がなされ、改革の実施計画等々が閣議決定されたわけでありましたが、その後の状況がどうかと見ると、必ずしも答申にうたわれたものが当初期待されたように実現されていないケースが少なくない。そういう思いから、私どもは、昨年年第1次答申からフォローアップに大変力を入れているという点を強調したいと思います。この考え方は、今回の答申に対しても、あるいは昨年の答申に対しても、必ずしも全部終わっているわけではございませんので、そういったものを含めまして、最後の結果を出すまで継続的に粘り強くフォローしていきたいと考えているということでもあります。

3点目は、今回の答申にもございますが、かねてから申し上げておりますように、規制改革の所管省庁の皆さんが主体的に、積極的に規制改革に取り組んでもらう。そのような仕組みを何としてもつくりたい。これも過去数度トライされているわけでありましたが、必ずしも十分な形になっていない。したがって、私どもとしては、再度このテーマに是非チャレンジしていきたいという思いも込めて、今回の答申に載せたわけでありまして。

所管省庁の皆さんが主体的、積極的に取り組むためには、公務員の評価制度も同時に考えていく必要があるのではないかという意見がございます。私どもとしては、そのようなことも含めまして、官僚の皆さんが主体的、積極的に改革に取り組んでいく。そして、我々規制改革会議といろいろな形で連携しながら改革をどんどん進めていく。このような体制、仕組みをつくりたいということを考えているということも答申に盛り込んだわけでございます。

冒頭、私からは以上でございます。

この後、各ワーキング・グループの座長の皆さんから簡単にお話をさせていただきます。この答申の順番に従ってやっていきたいと思っております。

最初に、健康・医療の翁座長をお願いいたします。

○翁委員 健康・医療ワーキング・グループの翁でございます。

健康・医療ワーキング・グループにつきましては、目的としては病気や介護を予防して、健康維持して長生きしたいという国民のニーズに応える。そして、世界に先駆けて健康長

寿社会を実現することを目的に様々な改革について議論をしてみたいと思います。

特に3つの基本的な考え方を持っておりまして、もちろん国民の安心・安全への配慮というのは大前提にした上での利便性の向上。2つ目に、医療や介護など、関連産業が発展していくことを通じた経済の発展。そして、3つ目が保険財政の観点からきちんとそれをチェック、適正化していくという点を念頭に議論を重ねてまいりました。

今回の答申におきましては、幅広くいろいろな改革に取り組めたのではないかと考えております。例えば一般用検査薬について、20年間滞ってございましたけれども、これへの転用の仕組みの構築ができて、国民に身近なテーマを扱うことができましたし、また、医療提供体制、今、国会で医療法が議論されてきているのですが、その点や、また、社会福祉法人のガバナンスの改革などの制度的なテーマについても扱うことができたと思っております。

先ほど議長からも御紹介がありましたけれども、保険外併用療養費制度に新たな仕組みをつくる。患者申出療養制度という新たなジャンル、仕組みをつくることに取り組めたいと思っております。

この3点目につきましては、本当に長い間議論されてきた点でございまして、なかなか幅広く広げることができていなかったわけですが、今回、様々な議論を重ねて大きな進展がありまして、先ほど総理からも非常に長年の問題に対して大きな進展があったというお言葉をいただいております。

今後も医療の分野というのは様々な規制が残っておりますので、今回の答申に書いてある内容についての実現を着実に実行できるフォローアップをしていくと同時に、幅広い要望を受けとめて、さらにしっかり議論して、改革を推進していきたいと考えております。

○岡議長 続きまして、雇用の鶴座長、お願いいたします。

○鶴委員 雇用ワーキング座長の鶴でございます。

この答申の24ページ以降を御覧ください。

今期の雇用ワーキングにつきましては、大きな視点として、多様な働き方の拡大と円滑な労働移動を支えるシステムの整備という観点から5つの提言をいたしました。

多様な働き方の拡大につきましては、労働時間規制の見直し、ジョブ型正社員の雇用ルール整備、労働者派遣制度の合理化。円滑な労働移動を支えるシステムの整備ということであれば、有料職業紹介事業等の規制の再構築、労使双方が納得する雇用終了の在り方ということでございます。

ワーキングまたは規制改革会議としても一番力を入れたものとしては、いわゆる三位一体の新たな労働時間制度を創設するというところで、これは規制改革会議、昨年12月に意見を申し上げて、それからずっと議論を進めてきたところでございます。

ただ、これは稲田大臣含め、議長、議長代理、また委員の皆様、関係者、事務局の方々の大変な御尽力にもかかわらず、実は、関係政府部門とのいろいろなやりとりの中で残念

ながら閣議決定に向けて盛り込むことができない状況になっております。

皆様御承知のように、ただ、政府全体としては、新たな働き方ということで、最終的には幾つかの項目につきまして成長戦略に盛り込まれると私も聞いておりますけれども、我々の三位一体の労働時間の新しい制度ということは、むしろ労働時間全体の問題につきましては引き続き検討していくと。実は、今日、規制改革会議の総理の御発言の中でも、労働時間につきましては引き続き検討していくという御発言がございました。今回まとめられるであろう策で幕引きということではないという御発言を聞いて理解をしたつもりでございます。

我々の提言につきましては、三位一体ということなので、労働時間の上限規制とか、強制休暇の取得とあわせて、なるべく広い適用除外という自由な柔軟な働き方を組み合わせるとというのが我々の意見のポイントだったのですけれども、それについては、今後、やはり労使で話し合っていく中で、これまで労使の間で、ある一定の感触というか、御理解をいただいている部分というものもあると我々は認識をしております。今後とも、労使に強く働きかける。

実は、25ページの上の段落を見ていただきますと、労使双方へのさらなる働きかけを通じてということであります。引き続き粘り強く議論と検討を重ねていくということでございます。まさに今回、新たな労働時間制度、成長戦略に盛り込まれるものは、私は、まさに序章というか、第1章であって、これからやはり本格的な制度構築に向けてまた労使にしっかり議論していただき、また我々もそうしたところでいろいろ意見、議論をしていくといった形で進めたいと考えております。

あと、ジョブ型正社員等につきましても昨年来議論を重ねて、厚労省の方も懇談会をやりまして、これもまとめに入っているということで我々は理解をしています。とにかくいろいろな紛争を阻止するためには、やはり労働契約、これは25ページの後ろ、最後のほうを見ていただければと思うのですけれども、締結・変更時に労働条件の明示をしていくと。これは非常に重要なものだと考えています。契約法の解釈を通知し周知を図るということとはとりあえずできることとしてやりますけれども、ここはあくまでも当面の策でございますので、将来的にここに、上にありますように、労働契約法、労働基準法等の法律改正も当然視野に入れていかなければいけない。これは規制改革会議として考えております。

最後ですが、円滑な労働移動を支えるシステムの整備ということで、実は、今年の前半に有料職業紹介事業等の規制の再構築、また、労使双方が納得する雇用終了の在り方。金銭解決の問題も含めて、我々は相当丁寧に雇用ワーキングで議論を重ねてきました。ここはまさに今後さらに議論を深めるための、これは1つの出発点ということで、いろいろ議論のポイントを提示させていただいています。ここについては、これまでは非常にタブー、特に雇用終了の話はタブーとして捉えられることが多かったのですけれども、しっかり今後また次の期に向けて議論を重ねていくことにしております。

以上でございます。

○岡議長 それでは、続きまして、創業・IT等の安念座長、お願いいたします。

○安念委員 創業・IT等ワーキング・グループの座長をしております安念と申します。

細かい話が多いものですから、概要というものがお手元にありますでしょうか、その18ページをお開きいただけますと幸いです。

概要を御覧いただきましても十分細かいので、本体の答申だと何が書いてあるのかさっぱりわからないというものでございます。

私どものワーキングは、他のワーキングに属しない案件は皆、降ってまいりますので、何か共通したテーマというものはございません。したがって、例えば農業とか医療の問題といったような世間の耳目をそばだたしめるといった話題は何もございません。ですから、お聞きいただいても非常に退屈だと思います。

ただ、これらに共通して言えますことは、規制によってビジネスにかかっている不要不急のコストを少なくすることでして、目立ちませんが、それぞれの業界あるいは企業にとってはそれなりに重要です。

例えば18ページの左下に書いてあります微量PCB汚染廃電気機器等の処理の加速化なども、極めてテクニカルな問題でございます。電柱の上に柱上変圧器、トランスというものが載っております。これは恐らく全国の電力会社は多分、数百万個あると思います。電気を動力として使っているところは全て変圧器が入っております。つまり、町工場に至るまで全部入っております。ですから、日本中どれだけの変圧器があるかわかりません。

その中に絶縁油というものが入っているわけですが、その絶縁油の中にごく微量のPCBが含まれているものが多数あると考えられております。現在の規制はその微量PCBの濃度が0.5ppm未満でなければならないということになっておりますが、これはストックホルム条約という国際条約で決まっております50ppmと比べますと非常に厳格な値でございます。この種の絶縁油の中にさらに微量に残っているものは、もちろん人の口に入るわけではございません。仮に環境の中に排出されるといたしましても、その種の機器を扱っていたり、あるいは廃棄物として処理をする工場の中での雰囲気、その周りを包んでいる空気の中に排出されて、例えば従業員の肺に吸収されるとか、あるいは皮膚から吸収されるといった懸念があり得るというものでございます。

これについては、実は、非常に明確な成果を非力にして得ることができませんでしたが、例えばその種の問題について規制を緩和し、できれば撤廃していただいて、別に安全性に格別の懸念があるわけでは実際にはございませんので、ビジネスにかかっている負荷、コストをできるだけ低減しようというものでございます。これも先ほど来申し上げおりますように大変地味な、余り目立つようなテーマではございませんが、0.5ppmまで下げろということになりますと、業界全体といたしましては、多分、兆のオーダー、3兆から4兆の処理費用がかかると言われておりますので、決して無視できない高の金ということになる

うと思います。

私どものワーキングで扱っております問題のごく一端を御紹介いたしました。

どうもありがとうございました。

○岡議長 続きまして、農業の金丸座長、お願いします。

○金丸委員 農業ワーキング・グループの座長の金丸でございます。

農業分野でございますが、これまで岩盤規制の1つと言われてまいった分野でございますけれども、皆様の御支援もありまして、もちろん100点ではありませんけれども、私どもが考えた規制改革の案につきましては、ほぼ受け入れていただいたのではないかと考えております。

それは何よりも、いろいろな立場は違いましたけれども、現実といいますか、右肩下がりの農業者の収入、生産額の減少、一方で、農業に従事をなさっておられる方々がどんどん減ってきている。そして、高齢化が進み、新しい若い人が入ってこないという、この現実から生み出される危機感は、これはどんなに立場が違って、ごまかしようのないことだったのではないかと考えております。

そういう意味では、昨日、おとといの深夜まで最終調整をいたしました。多分、その調整の場面を取材なさっておられる皆様も、深夜の取材あるいは記事をお書きになられるということで、皆様もともにこの農業改革についてはお付き合いいただいたのではないかと思います。その点につきましては、私から感謝申し上げたいと思います。

私は、座長を拝命いたしまして、私の職業柄、これは5月14日の記者会見で申し上げたのですけれども、いろいろなものを要素分解していくのが私のなりわいでもございまして、そういう意味では、いろいろなものを付加価値分解していこうと考えました。

先ほども総理への答申の会議でも申し上げたのですけれども、今後は、やはり新しい時代というのは、顔の見える消費者と顔の見える生産者が直結する時代と。これは消費者と生産者にとっても、両方やりがいのある関係性なわけでもございまして、そういう意味では、例えばアマゾンみたいな会社が生産者から消費者に届けるということがほかの分野ではどんどん起きてきているわけでもございまして、知恵ある生産者の皆様のうち、若い方々はとくにそういうプラットフォームを御活用いただいているわけでもございます。

そうすれば、今後どうなるかという、この農業に関わっておられるいろいろな組織があるわけでも、付加価値を提供していない組織というのは、これは生産者の方々から見ても、消費者の方々から見ても、いわゆる手数料依存型のモデルというのは、世界的な傾向を見ても、結局、市場からは淘汰されていくわけでもございます。そういう意味では、規制改革会議が外敵ではなくて、新しい時代の到来と、今、突きつけられている現実そのものが課題を解決していかなければいけない向かうべきテーマだろうと思います。

今回、農業委員会も、いわゆる実態のない選挙制度に対しては、新たに市町村長が任命をすることにも変えさせていただこうということが決まりそうでもございますし、農協のと

ころに関しましては、皆様の注目を余り浴びなかったところで、私自身が一番大きいと思っているのは、単協の理事会の幹部の見直しであります。

今回、認定農業者の方と、そして経営のプロが過半が占めることになれば、私は単協は変わっていくのだらうと思うのです。これは農業と、そして、経営というマッチングですから、そうすると、単協が今回主役にならうと言っているわけですがけれども、単協が主役になりやすい時代、単協が自らリスクを負いやすい時代といいますか、そういう組織に変わっていくわけでございます。そうすると、単協が変わっていくことを前提にしたときに、それを束ねていく方々の役割もおのずから変わらざるを得ないのではないかと考えています。

農業生産法人については、農業の分野に限りませんが、日本社会にある株式会社とか、企業とか、営利とかというところから何かネガティブなキャンペーンがどこからか張られて、私は、まじめに営業活動をして、収益も上げて、税金も納めておられる企業を代表する立場ではないのですけれども、そこから見ますと、地域と、そして、農家といいますか、地域の中とか農業に対しても、新しい人をどんどん迎え入れざるを得ない状況なわけですから、若い人から見ると、普通の就職先で考えると、法人化、名刺にどここの組織に属しているその課長とかと農業の分野でも書ける時代が来ないと、若い人が普通に社会に出るときの就職先の1つにはならないわけです。それが今、現実ではないかと考えています。

そういう意味では、法人化というのが、今回、過半を超える土地所有については、やはり50%未満で寸どめみたいになっておりますけれども、そういうことをやっていると、その企業がセカンドファイナンスをするときに相手のパートナーが増資に応じしてくれない場合は比率はおのずから変わるわけです。それをとどめ置く、固定的にするというのは、それはそのファイナンスに対して道を絶つわけですから、それはお金の流れを絶つことにもなりますので、ここにつきましては引き続き、私がそれを担当するかは別ですがけれども、大きなテーマとして1つ残ったかなと考えております。

総じて、一番の争点になりました全中の皆様ですがけれども、全中の皆様もこういう文章といいますか、こういうことで折り合いがつけられたことは、先ほど申し上げました危機感は少なくとも共有できたのではないかなと考えております。

そういう意味で、この後も質問にはお答えするつもりですがけれども、現時点では、いろいろなことがあったものの、私は、この文章はノーサイドだと思っております。ですから、この文章の解釈について、これに関わった方々が私から踏み込んで言うことは避けたいと思っております。相手の方々の一部の方がいろいろなことをおっしゃるのはおかしいのではないかと考えております。私は少なくともノーサイドだと思っております。

本当に皆様もお疲れさまでございました。私も大変疲れました。

○岡議長 それでは、貿易・投資等の大崎座長、お願いします。

○大崎委員 貿易・投資等ワーキング・グループを担当いたしました大崎と申します。

私のワーキング・グループは、先ほど安念先生のワーキング・グループはいろいろなテーマを取り扱ったとおっしゃっていましたが、私のところも同じでございまして、種々雑多なトピックを取扱いました。

ただ、一本線が通っていたといたしますと、物の出入り、輸出入、人の出入り、入国・出国。そういった事柄について不便をかけている規制の見直しを進めるという点で一本筋を通して検討したということだと思っております。

具体的な答申内容は63ページ以下に書いてございますが、これもぱっと見ていただいても非常に細かいということがお分かりになると思います。

1つ申し上げておきたいのは、このワーキング・グループで検討した内容の多くは、日本に進出している、あるいは今後進出を考えているような外国の企業、事業者の関係者の方々から要望があった規制の見直しを多く取り上げております。その点について、外国人に言われると規制を変えるのかという誤解も一部で呼んだのでございますが、決してそういうことではございませんで、あくまでも日本経済の活性化のためには外国からの投資というものをもっと呼び込んでいく必要があるという観点から検討を行ったということを上げておきたいと思っております。

私は、規制改革では、いわゆる岩盤規制という堅固なものを打ち砕く、これが重要であるということは全く否定しないのですが、他方で、規制改革においては、神は細部に宿ると思っております。非常に細かいテクニカルな一見どうでもよさそうな、一部関係者以外全く注目していないような規制がその分野におけるビジネスの展開を堅固に妨げているということが実はございます。

ちょっと幾つか例を御紹介しておきますと、例えば私どもが取り扱った中で、石炭灰の輸出の促進に関する事案などがございます。これはどういうものかというのと、例えば製鉄所とか、石炭火力発電所などで石炭を燃やしますと灰がたくさん出てまいります。これは日本においては基本的に産業廃棄物だと考えられておるのですが、国によっては、例えば中東などに行きますと石灰岩がないので、セメントの原料として石炭灰を活用したいと。したがって、海外から輸入をしたいというニーズがあるのです。ところが、日本から石炭灰を輸出しよういたしますと、現行の規制に関する理解では、日本の産業廃棄物の処理基準と同等の処理が行われることを確認した上でなければ輸出ができないということがございまして、実務上、非常に大きな妨げになっております。例えばこういったことについて、日本の環境に悪影響を及ぼすわけでもなく、相手国から見れば立派な資源の輸入であるにもかかわらず、なぜこういう理不尽な規制が行われるのかという観点から見直しをしたということがございます。

あともう一個だけ御紹介しておきますと、これはポンチ絵の資料の方にも、最後の39ページのところに載せておりますが、コンテナの輸送について、輸出入貨物を運ぶ場合は最大積載量30トンまで許されるにもかかわらず、国内貨物については、最大積載量24トンま

でしか認められていない。これは道路の保全のために必要な規制だと説明されたのですが、輸出入貨物の方がたくさん走っているのです。それに着目した韓国の釜山港が、例えば北海道から九州に荷物を運ぶときに、京浜港を通すと国内貨物になってしまうから24トンしか運べないでしょう。釜山港に1回入れれば、要するに北海道から釜山に輸出して、釜山から九州に輸出したことになるから輸出入貨物で国際標準のコンテナで堂々と運べますよ。こっちを使った方がいいですよという宣伝をしているという話が出ていまして、内航海運業者の方から、こんなことが続いたら自分たちの商売が全部なくなってしまうというお話をいただいて検討し、これについては国交省が所管なのですが、早速御対応をいただけるということに無事なりました。そのようなことがございます。

このように、それぞれ言ってみれば非常に細かいことですが、私も話を聞くまで全く知らなかったということが多かったのですが、実は、経済活性化、企業の業績向上という観点からは、意外に即効性のある規制改革をいろいろできたのではないかなと思っておる次第でございます。

○岡議長 最後に、規制改革ホットラインの佐久間座長からお願いします。

○佐久間委員 今回、規制改革ホットライン対策チームの座長を務めました佐久間です。

このチームは、岡議長の肝入りで今期から設置されました。ただ、規制改革ホットラインそのものは、昨年3月から設けられていまして、広く国民、企業の皆様から規制改革要望を直接受け付けるということで始まっております。3月から受け付けたのが約2,500件。さらに、そのうちの約3分の1は、昨年10月に集中受付月間というものを設けまして、そこでいただいたものです。これらにつきましては、対策チームで検討し、さらにまた精査を要するもの、これらについては各関連するワーキングに上げていったということであり、事柄の性格上、やはり多かったのは、創業・IT等、あと、貿易・投資等に行ったものが多いということです。

1つだけ、どういうことをやったかということで、目に見える成果を御紹介しますと、皆さんよく、最近、工事現場がもちろん多いわけですが、そこで建設業許可票ともう一つ、労災保険関係成立票というものが必ず掲げられています。これは従来、労災保険関係成立票はサイズが決まっていた。どんな現場でも40センチ掛ける50センチ。これはもう法律です。これに関して、ホットラインにある小ぶりの業者の方から要望がありました。それは、最近是非常に狭小な現場がある。そうすると、40センチ掛ける50センチを掲げられないところもあるので、何とか小さくしてくださいと。これは極めてもっともなことでありまして、これを我々として拾い上げ、つなげたところ、岩盤規制ではなかなか速やかにというふうには動いていただけない厚生労働省に素早く対応いただきまして、省令を改めまして、今は25センチ掛ける35センチ以上ということで、A3サイズぐらい。これは極めて素早い、また、効果のあったものであります。

ある意味では、岩盤規制とは違って小さいのですが、これは先ほどから皆さんがおっ

しゃっているような、ビジネスというのは、やはりそういうものを相手に日々やっている。道なき道を行くときに岩盤規制がある。これはなかなか大変で登れない。迂回しなければいけない。ただ、道なき道に笹やぶがあって、笹1つはクリアできるのですけれども、これはどんどんいつまでも笹やぶが続いていると、最後は疲労して遭難する。もしくは、経験のある人は、そういう道なき道には入らないということになってしまうということで、極めて現実のビジネスにはこういうこと1つをとっても効果があるということでございます。

以上です。

○岡議長 ありがとうございます。

それでは、残り25分ほどになりましたけれども、皆様方からの御質問にお答えしたいと思います。どうぞ。

○記者 今までいろいろ御苦労さまでした。ありがとうございます。

大きく2点、今回注目を集めた農協と医療について少し基本的なことをお伺いさせていただきます。

総理のほうも、今回、農協の改革については随分長い時間を割かれて、最後の答申のところでもしゃべられていらっしゃいました。改めて岡議長、今、御所感を、まとめられてどのように感じていらっしゃるのか。まず、その一点をお聞かせください。

○岡議長 先ほど金丸座長からも大変詳細な説明もありましたし、今日の会議の答申後の総理の発言の中でも、長年解決できないというのは、大変難しいテーマが残ってしまったわけけれども、今回、規制改革会議が取り上げてくれたと。その代表例が農業改革だと総理もおっしゃっていました。農業改革の大変大きな柱の1つが農協改革だと思います。今回、我々が答申した内容は100点満点かということになると、必ずしもそうではない部分が残っているとは思いますが、かなりのところまで踏み込めたのではないかなと私は評価しております。

○記者 今、100点満点まではいかないという話もありましたが、総理は全中のことに関しては特にこのところでは変えていかなければいけないと強い意見がありました。今回、一番初めに想定された案に比べて、いわゆる自民党案が出て、一部では骨抜きとの批判もありますが、その批判をどのように受け止めになっていますか。

○岡議長 骨抜きなどにはなっていないと思っています。常々申し上げているように、我々の農業改革の目的は、競争力のある、魅力のある農業にして、成長産業化を実現すること。今のまま置いておくことは最大のリスクであって、農業そのものが衰退してしまう。そういう危機感は、先ほど座長も触れましたけれども、農業従事者のみならず、関係者の皆さんが持っております。ですから、幅というか、程度に多少の差はあるかもしれませんが、何か改革しなければいけないというところの方向性は一致していると思いますので、我々は、決して骨抜きなどと思っておりません。

ただ、100点満点でないということでもありますから、引き続き我々がフォローアップしなければいけない部分があるかと思えますけれども、かなりの改革が実現されると我々は期待しております。

座長、何かありましたら。

○金丸委員 今回、農業改革につきましては、これも5月14日に申し上げたのですが、報道先行型で進んだのです。報道が先行していて、私たちの5月14日の発表のときには、我々のほぼ骨格が全部報道された。それは、当事者といたしますか、相手からすると御気分は相当悪かったのではないかなと思います。我が方から情報が出ていたわけではないかと思っているのですが。それは皆様がよく御存じだと思います。

そういう中から、5月14日から今日に至るまでの1カ月ぐらいの短い期間に全中の皆様も与党の農林族の皆様も、あるいは農水省の皆様も相当短期間で努力をしていただいた結果が今日、皆様のお手元にある文章になっておりますが、私が冒頭、ノーサイドだと申し上げましたのは、骨格は多分、さっき申し上げた現実の危機を共有している以上、現状維持というのは選べる可能性はそんなにないのではないかなと思っておりますので、そうすると、それぞれの組織で、それぞれの組織というのは、政府側はこの答申を受けて、あるいは閣議決定をしていった中のいろいろな実施計画を経て、これから法案をつくっていこうと政府側はすると思うのです。一方で、農協の系統の皆様も組織内の議論は御自身で自主的に十分な危機感を持ってやりたいという御要望だったと私は承っておりますので、それは当然そうだろうと思っておりますので、双方がいろいろなことをこれから考えていきながら、今回、議論させていただく中でギャップが私自身もわかりましたので、自分なりにも考えてみたいなと思っております。皆さんがおっしゃるほど骨抜きにはなっていないのではないかと。もしこれが骨抜きになっているのであれば、今ごろ携わった改革されたくない側の方々からもっと勝利宣言みたいなものが出てもいいのではないかなと思っております。けれども、どうもそうではなくて、引き続き緊張感を持って、今後、通常国会まで進むのではないかなと思っております。

私は、緊張感と申し上げましたけれども、それはネガティブではなくて、これはいろいろところで意見を申し上げたのですが、やはり法律で指導する側と指導される側というのは、固定的な関係というのは、むしろそれが必要であれば、その関係というのはもっと違った形にもできる可能性もあるでしょうし、先ほど申し上げましたとおり、単協の自主性というのですか、あるいは単協が今後変わっていくことも視野に入れていただい上で、皆様の中で議論が進み、また、そのフィードバックが政府にもされるのでしょから、それは結果的には良い案がまたできればいいのではないかなと思っております。

○記者 農協でもう一点だけ。議長は繰り返しフォローアップの重要性についておっしゃられたと思うのですが、今回、農協は100点満点ではないとおっしゃっていましたが、今後はどのようなことを考えていますでしょうか。

○岡議長 全ての案件について我々はフォローアップするつもりであります。農協あるいは農業改革の点についても同様でありまして、具体的にどういう法案ができるのかが見えた後に、我々として更なる改革が必要であると判断すれば、それをまた取り上げていくという形になると思います。

○記者 もう一点だけ。今度は医療の方です。混合診療について、まずは取りまとめの御所感を伺ってもいいですか。

○岡議長 我々はこのテーマで長い間議論をしてきたわけですが、会議の中でも当初はいろいろ幅のある議論をしてきました。皆さんも御承知のとおりだと思います。最終的に私がこだわった部分は幾つかありますけれども、1つ目は「患者起点」であるということです。これは今回このテーマで最も大切にした部分であります。2つ目は「幅広い病気」に対して対応してもらえるということでした。3つ目は「患者起点」で要望が出たら迅速にその治療を受けられるという「スピード、時間」の問題。4つ目は「幅広い医療機関」で受けられるという、この辺のところは私どもが大変重視したポイントでございます。

そういった意味で、今回の答申に載っている「患者申出療養制度」の中身を見ますと、今、私が申し上げたもののかなりの部分がカバーされております。したがって、これは100点満点かどうかということになるとなかなかそうは言いづらい部分がございますが、かなりのレベルのものができ上がったというのが私の感想であります。

翁さん、何かあればお願いします。

○翁委員 今、議長がおっしゃったことと同じでございまして、私どもは、今の保険外併用療養費制度に患者起点の新たな仕組みをつくることを目的にやってきました。特に今の評価療養との違いでは4点、治療の対象、患者が誰でも受けられる、病院を広げていく、そして、時間を迅速にする。こういった4点についてできるだけ患者の制約になっている点を安全性などを担保した上で、こういったものを広げていくという方向を目指しておりましたので、そういったことで私どもが考えていた大きな方向性が実現するようになってきて非常に良かったと考えております。

○記者 最後に1点だけ。もう一度、岡議長にお伺いしたいのですが、まだ日本医師会は、今日の夕方にもまた反応があるかと思うのですが、以前の会見段階では反対をされていて、特に病院数の話もさることながら、保険が本当に守られるのかというのが論点になったのだと思いますが、これはまとめられて、改めてどのようにお感じになっていらっしゃるのか。

○岡議長 これは我々のもともとの提案の中でも触れていたわけでありまして。我々としては、今回、国民皆保険制度を堅持して、しかも、保険外療養費制度の枠の中でということをお願いしてきているわけです。ですから、私どもの提案もそうだし、今回の答申に書いてある、国民皆保険制度を堅持することについてはいささかも変化はないと考えております。

○記者 制度が実現をしてもそのところには変化がないと。そういったことは今回はないという考えですか。

○岡議長 はい。それはないと思います。といいますのは、新しくできた制度の下での治療が保険収載につながっていくという部分がしっかりと明記されておりますので、この点については、私は今回の制度では変わらないと考えております。

他はいかがでしょうか。

○記者 昨日、事務方の方にはブリーフでは伺ったのですが、農業分野についてなのですが、当初あった「中央会制度の廃止」という表現が自民党案を受けて今回は削られているということで、ワーキング・グループ内でこれについてはどういう議論があって削られたのかという点と、一方で、自民党案よりもやや踏み込んだ表現も見られて「中央会制度は抜本的に見直す」とか、この辺の表現にどういう思いを込められているのかを伺えますでしょうか。

○岡議長 これは座長にお答えしてもらいます。

○金丸委員 先ほどちょっと触れたつもりなのですが、私どもが出させていただいた案の表現が「中央会制度の廃止」という言葉になっておりまして、私どもが想定していることが正しく伝わらなかった感もありまして、それがイコール例えば中央会がなくなるとか、ひいては農協が解体されるという受け止め方もあったやに聞いておりまして、それはもう少し時間があればいろいろな話し合いが深くじっくりできたのではないかと思っておりますところ、廃止という言葉を受ける印象がやや強い表現でもあることから、できる限りそういう表現を避けつつ、新しい制度に行くのだということをいかに出すかを建設的に話し合った結果、農林族の与党の農林部会の幹部の方々、そして、農水省と私どもとで合意形成に至ったわけでございます。

○岡議長 どうぞ。

○記者 農業のことでもう一つ伺わせていただきたいのですが、今回の答申の中には、単協について、例えば農産物の販売に資するための買い取り販売を数値目標を定めてやっていくということで、当初の意見にはこれは入っていなかったと思うのですが、この辺が新たに加わっているというのはどういうお考えか。

○金丸委員 もともとは単協が主役だということに込めてはいたのですが、あるいはもっと自由になっていただいて、そして、経済事業を全力投球しようとする、御自身がつくったものといいますか、地域でつくられたものがより高く買ってくれる人に売ろうとするのは正しい行為ですし、仕入れについても、一番最適なものを最適なプライスで購入をする。この両方がないとまず、単協にお金も落ちませんし、そしてそれが組合の皆様への還元にもならないということなので、根本的に考えるとこれは農業者の人たちも同じ価値観と行動になるわけですから、そういうことをはっきり書かせていただいた。これは党との協議の中でも共有できたことだと思っております。

○記者 医療の方でお伺いしたいのですが、今回の新しい制度について、先ほど100点満点とはいかないがというお話も合ったのですが、少し足りなかったと思う点というのはどういったところがあるのでしょうか。

○岡議長 私どもとしては、この答申で具体的にどういうものができ上がったかが見えてからしっかりとフォローアップしていきたいと思っております、この時点で何が足りないということ言うのはちょっと早いかなと思っております。

一番前の方、どうぞ。

○記者 農業分野で2点ほど教えてください。

まず、今回の答申を受けて、JA全中が本格的に自己改革に向けてまた案を取りまとめていくことになると思うのですがけれども、JA全中にどう変わってほしいか、議論していったほしいかという点を1点、金丸座長と岡さんをお願いしたいのと、あと、大田さんに、先ほど総理の発言の中にも、小泉内閣からずっと引き続き議論してきたものの中で残っているものに農業が挙がりましたけれども、農村部では、郵政民営化とダブらせて、やはり今回の改革を心配されている方もいます。そういうところをずっと見てこられた立場として、今回の農協改革をどのように意味があるとお考えか教えてください。

○岡議長 では、最初の点、まず、金丸座長をお願いいたします。

○金丸委員 歴史ある組織の方々には私がこう変わってほしいというのはすごく僭越でございますので、私は、この合意形成された言葉の中に「農協系統組織内での検討も踏まえて」ということが書かれておりますので、これを期待を持って、前回、私たちが改革案を作成する前のあの自主改革案をはるかに超えたようなもの。しかも、グループ内の中のプロセスとしての決議を経たというだけではなくて、中身そのものが農業分野には、農業に携わらない方々の血税も投入されておりますので、そういった国民全体の共感を覚えるような案になっていただきたいということを期待しています。

○岡議長 若干重複しますがけれども、冒頭に言いましたように、競争力のある、魅力のある、成長産業化するような農業にしたいということが我々のベースなのです。現状がどうかということについては、先ほど座長が示したような状況です。農業従事者のみならず、農協の幹部の方を含め、関係者の皆さんが危機感を持っています。今回、私どもの答申が1つの大きな契機となって、本当に強い、魅力のある、農業従事者が豊かになる、そういう農業が実現する形で改革してほしいと思います。そういう意味で、我々としては、自己改革としてどういうものが出てくるのか大変注目しております。

では、大田さん、お願いします。

○大田議長代理 第1次安倍内閣のときは農地をリースでもっと利用しやすくするといった改革をしまして、それはその後、石破農水大臣の下で成立いたしました。ただ、農協改革というのは本当に難しく、過去の規制改革でもなかなかできなかったのです。今回できたのは、やはり総理のリーダーシップに加えて、今までお話が出ているように、かなり

現場の危機感が強くなっていたことがあると思います。

これが何をもちょう郵政改革と一緒にという具合に言われるのかちょっと私には趣旨が分かりませんが、農協改革といっても、農協そのものをどうしようではなくて、今日、総理も言っておられました、主役は地域の農協であり、現場で農業、生産している人だと。ここは完全に貫かれておまして、要は、全国組織で上が指導するといった関係をここで断ち切って地域の農協が主役になるのだという趣旨の改革で、今回それが貫かれて非常によかったと思っています。

○岡議長 ほかにいますか。どうぞ。

○記者 また農業で恐縮なのですが、金丸座長にお伺いしたいのですが、100点満点ではないとおっしゃっていましたが、具体的に大体何点ぐらいとお感じで、またこれもさっきの質問とかぶるかもしれませんが、100点に行き届かなかった足りない部分は具体的にどの辺にあるとお考えでしょうか。

○金丸委員 我々の立場で出したものの全てを100として考えただけの話で、そうすると、それで抜けたのは、過半を超える農業生産法人のところはもうちょっとやりたかったなど自分自身で思っています。冒頭申し上げたとおり、30年、40年のリースで借りられるではないかといったところで、30年、40年で本当に貸してくれた人はどれぐらいいるのだろう。30年、40年貸す人はどんな人かというと、その人は本当は土地を放すべきではないか。まじめにやる人に放すべきではないかというのは本質には思っておりまして、これはこれでまた違った形の岩盤だというそうで、これは私以降の座長にバトンタッチできればと思っています。

100点かどうかについては、私たちのものが全部受け入れられたら100点と思っているわけではなくて、出した総量とかに対して申し上げたので、いろいろな経緯は本当は皆さんのほうが私以上によく御存じではないかと思っているのですけれども、最終的には今のこれが我々にとっては、結果的にこれが100点ではないかなと。総体的に出したのから削られたところを削ると、多少削られたところがあるのですけれども、いろいろな協議を経ていきますので、これは今、100点と言いたいなと思っています。

○司会 済みません、1時間の予定でございますので、次の方ぐらいの質問で最後にしたいと思うのですが。よろしく申し上げます。

○岡議長 どうぞ。

○記者 今日はありがとうございました。

また農業に関連する話で恐縮なのですが、地域の農協などを回っていると、JA全中が決して地域の単協の経営を縛っているという事実はないという話を聞くのです。なので、そういう話がどういうヒアリング、どういう調査などから出てきたのかというのを1点教えてください。

あと、金丸座長は先ほど改革されたくない側とのギャップを感じたという話をおっしゃ

っていたのですが、それが具体的にどういうギャップだったのか教えてください。

○金丸委員 最初の方の質問で言うと、私は、縛っている、だからだめだということではなくて、もともと改革案をお示しする前に、私が9つの視点と申し上げたのですけれども、これはほかの企業のコンサルとかもやってきた経験から申し上げますと、中央から、特に東京から全国津々浦々を一律でマネジメントすることがもはや無理になっていると私は思うのです。だから、今の御質問をもし単協にされたら、縛られることはないというお答えがあっても当然ではないかなと思うのです。もし縛られることがないとおっしゃるのであれば、それを返すと、指導することはもはやないということをおっしゃられることなので、だから、単協を縛っていないから中央組織が必要だ、東京の組織が必要だということにはならないのではないかなと思っています。

だから、私はその方々がどうのこうのではなくて、これはほかの業態もそうなのですけれども、もともとコンビニは一律同じものを並べているように見えて、しょうゆの味も全国違います。私は鹿児島なので、むちゃくちゃ甘いしょうゆですが、そうすると、お米が入っていてもおにぎりの味も違う。弁当の味も違うということなので、あの標準的なものが並んでいると思われるコンビニですら、今は個店対応がすごく重要で、そうすると、そのときの本部は何をなすべきかということは、戦略を立てなければいけないわけですね。その戦略が未来にヒットしなければいけないということなのです。右肩下がりの数字が全部、中央組織の責任ではないとももちろん思いますけれども、結局、本部機能というのは毎年のように当然見直していかなければいけないことではあるので、それは全中さんに限らないで、全ての会社の、私どもの会社も含めて本社機能というのはいつも自立的に見直さなければいけないのではないかなと思っています。

もともと私は、個店対応、本来、単協単位で戦略が立てられていくべきで、でも、その単協単位の戦略がなぜ立てにくいかというと、経営に携わる方々が、今の資格があるので、そうではなくて、新しい時代にふさわしい経営陣が投入されていけば、採用されていけば、登用されていけば、単協から主体的に変わっていくのではないかなと思っています。そのことも含めて御議論いただければいいのではないかなと思っています。私も非公式とはいえ、全中の皆様とも何回かにわたるコミュニケーションをしておりますし、そのようなことは、僭越ではございますけれども、いろいろな形で助言もして差し上げましたので、今後、系統内で建設的な意見が、しかも、多分、緊張感は多少、今まで以上に持たれておありになられるので、いい案ができるのではないかなと思っています。

○司会 それでは、これで会見を終わります。

どうもありがとうございました。

○岡議長 どうもありがとうございました。